

仕 様 書

自家用電気工作物保安管理業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。
 なお、この仕様書は業務の仕様を定めるものであるが、業務の受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、委託料の範囲内において実施することとする。

1. 業務名 観光施設自家用電気工作物保安管理業務
2. 実施場所 下記参照
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 対象施設

(1) 火の山立体駐車場

業務実施場所	下関市大字藤ヶ谷
業 務 内 容	① 月次点検（2ヶ月1回）※絶縁監視装置設置 ② 年次点検（年1回） ③ 臨時点検、測定等（必要の都度） ④ 法令の定めによる申請、届出、報告等（必要の都度）
設 備 容 量	150 kVA
最 大 電 力	105 kW
受 電 電 圧	6,600V

(2) 下関市川棚温泉交流センター

業務実施場所	下関市豊浦町大字川棚湯町5180
業 務 内 容	① 月次点検（2ヶ月1回）※絶縁監視装置設置 ② 年次点検（年1回） ③ 臨時点検、測定等（必要の都度） ④ 法令の定めによる申請、届出、報告等（必要の都度）
設 備 容 量	250 kVA
最 大 電 力	165 kW
受 電 電 圧	6,600V

(3) つのしま自然館

業務実施場所	下関市豊北町大字角島字飛渡 8 9 3 - 1
業務内容	① 月次点検 (3ヶ月1回) ② 年次点検 (年1回) ③ 臨時点検、測定等 (必要の都度) ④ 法令の定めによる申請、届出、報告等 (必要の都度)
設備容量	8 0 kVA
最大電力	6 1 kW
その他	太陽電池出力 1 0 kVA 出力電圧 2 2 0 V 台数 1 (台)

5. 業務内容

自家用電気工作物の維持及び運営等に関する保安の監督に係る業務を行うこととする。

保安管理業務については、次の各号に掲げるとおりとし、その実施結果を甲に報告し、経済産業省で定める技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、改善に必要な指導又は助言を行うものとする。

(1) 電気工作物の維持及び運営について、定期的な点検及び試験の実施

① 月次点検 (上記4. における各対象施設の業務内容のとおり)

通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検のほか、計測機器測定による点検を行う。

② 年次点検 (上記4. における各対象施設の業務内容のとおり)

電気工作物を維持するために、年1回停電又は、無停電により目視及び計測機器による点検を行い、設備ごとの機能等の総合点検を行う。

(2) 電気事故その他電気工作物事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急措置及び事故原因調査への協力及び再発防止についてとるべき措置の指導又は助言、必要に応じての臨時点検の実施を行う。

(3) 電気工作物の設置又は、変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査の実施を行う。

6. 注意事項

(1) 当該保安業務の各対象施設において緊急時には、24時間 (休日及び夜間を問わず) 担当技術者が即時に現場に出動し、対応すること。

(2) 台風等の被害が予想される場合には、あらかじめ迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(3) 点検の報告書等は速やかに甲に提出すること。

(4) 業務にあたっては、各関係法令等を遵守し、安全に十分留意すること。

(5) その他、本業務の実施に必要な事項については、甲の指示に従うこと。

7. その他

- (1) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- (2) 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は甲、乙協議の上定めるものとする。